

京都市告示第81号

地方自治法施行令第158条第1項の規定に基づき、平成17年4月1日から平成18年3月31日まで社会福祉法人京都市社会福祉協議会を京都市公金収納受託者とし、京都市市民活動総合センター、京都市長寿すこやかセンター、京都市福祉ボランティアセンター及び京都市景観・まちづくりセンターの共用部分の使用料（大会議室及び附属設備に係るもののうち後納分を除く。）の徴収事務を委託します。

平成17年4月1日

京都市長 榊 本 頼 兼

(保健福祉局生活福祉部地域福祉課)